

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成23年1月21日)

[件名]

- 平成23年鳥取県警察運営指針及び重点目標について ..... 1  
(警務部警務課)
- 犯罪抑止総合対策の推進状況について ..... 2  
(生活安全部生活安全企画課)
- 鳥取県道路交通法施行細則（鳥取県公安委員会規則）の一部改正（案）  
について ..... 3  
(交通部交通企画課)

警 察 本 部

平成23年1月21日  
警 察 本 部  
(警務部警務課)

**【運営指針】**

**県民の期待にこたえる警察**

～安全で安心な鳥取県をめざして～

**【重点目標】**

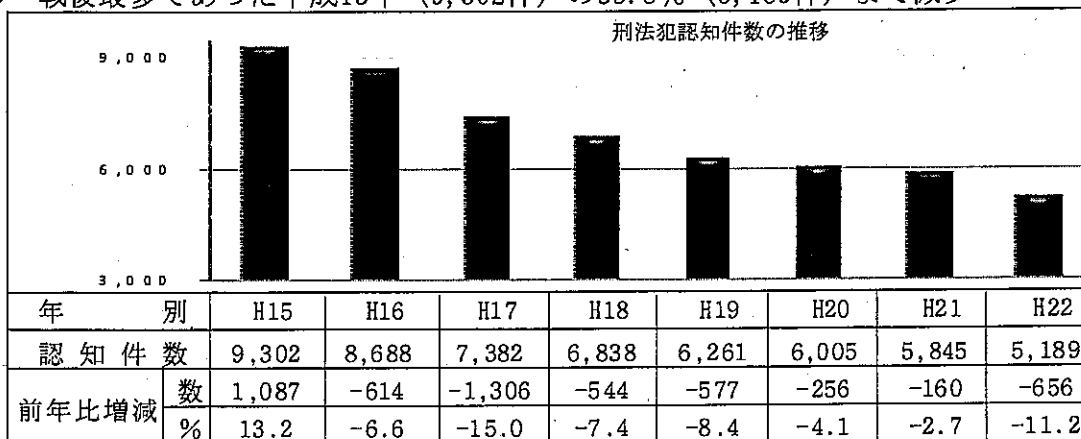
- 犯罪抑止のための総合対策の推進
- 重要犯罪等の検挙と組織犯罪対策の推進
- 交通死亡事故抑止対策の推進
- テロの未然防止と緊急事態対策の推進
- 警察活動基盤の充実強化

## 犯罪抑止総合対策の推進状況について

平成23年1月21日  
警察本部  
(生活安全部生活安全企画課)

### 1 刑法犯認知件数の状況

- 刑法犯全体の認知件数は平成16年以降「7年連続」の減少
- 戦後最多であった平成15年(9,302件)の55.8%(5,189件)まで減少



### 2 抑止重点対象に指定する犯罪等の状況

区分	前年より減少した犯罪	前年より増加した犯罪
罪種	車上ねらい 388件(-310件)	自転車盗 1,143件(+119件)
	侵入窃盗 405件(-129件)	性的犯罪 31件(+12件)
	自動販売機ねらい 57件(-44件)	器物損壊 639件(+3件)
	振り込め詐欺 9件(-23件)	

- 車上ねらい、侵入窃盗及び自動販売機ねらいは、制服警察官の街頭活動の強化等により広域的な連続犯行が減少
- 振り込め詐欺は、犯行手口を分かりやすく説明した「鳥取県警察パトロール劇団」による被害防止寸劇をDVD化しての講演や、年金支給日等を中心とした幅広い被害防止広報の成果
- 振り込め詐欺の認知件数9件、被害金額214万円は、件数、金額とも全国最少
- 自転車盗は、JR駅、アパート・マンション等集合住宅及び大型店舗・スーパーマーケット駐輪場での被害が半数以上 → 「鍵かけの徹底」施策の継続

- 1 県内全警察署管内で、コンビニ店舗における不審者対応訓練及び金融機関強盗対応訓練を実施
- 2 平成21年8月から制服警察官によるコンビニへの立寄り強化



- 1 銀行等金融機関対象の強盗事件は「6年連続」ゼロ
  - 2 コンビニ対象強盗事件は「2年連続」ゼロ
- 全国で鳥取県のみ

### 3 犯罪抑止総合対策の推進(平成23年の基本方針)

- 刑法犯認知件数を5,000件台の定着に向けた抑止総合対策の推進  
昨年、28年振りに刑法犯認知件数を2年連続で5,000件台とする抑止成果を挙げており、本年は、その成果の定着に向けた抑止総合対策を強力に推進
- 犯罪の起きにくい社会づくりの推進
  - ・ きめ細かい情報発信活動等のための重層的な防犯ネットワークの整備
  - ・ 社会の規範意識の向上と絆の強化

# 鳥取県道路交通法施行細則（鳥取県公安委員会規則）の一部改正（案）について

平成23年1月21日  
警 察 本 部  
(交通部交通企画課)

## 1 改正の趣旨

近年、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、自転車が関係する交通事故の割合は増加傾向にあることから、自転車の運転者の遵守事項に傘差し運転の禁止を加える等所要の改正を行うもの。

交通事故発生件数

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
全事故(件)	2,878	2,539	2,138	1,952	1,812
自転車が関係する事故(件)	385	379	333	277	296
構成率(%)	13.4	14.9	15.6	14.2	16.3

## 2 改正の手順

### (1) パブリックコメントの実施

2月上旬から1か月間、県ホームページや県警ホームページへの掲載、新聞紙面への広告掲載等を行い、パブリックコメントを実施する予定。

### (2) 関係機関への説明

前記のほか、事前に県教育委員会及び自転車商組合に改正内容について説明し、意見を求める。

## 3 改正の理由

車両等の運転者の遵守事項に追加した事項については、従前から道路交通法施行細則第10条に定められていたが、これらは危険性の高い行為であることから、道路交通法の規定により罰則が定められた第9条の22に加えることにより、自転車の交通事故防止を図ることとした。

## 4 改正の内容

### (1) 第9条の22（車両等の運転者の遵守事項）

#### ○ 第5号

現行では、「傘をさし、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で」運転してはならないものとして自動二輪車又は原動機付自転車が規定されているが、車両の種類として新たに「自転車」を加える。

第10条第1項第2号で自転車の運転者の遵守事項として「傘をさし、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと」が定められているが、同条は削除する。

#### ○ 第9号

現行では、第10条第1項第1号で「有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと」が規定されているが、第10条を削除し、新たに本号を加える。

#### ○ 第10号

現行では、第10条第1項第2号により携帯電話の使用なども禁止されていると解釈されているが、第10条を削除し、新たに本号を加える。

### (2) 第10条

現行で、自転車の運転者が守らなければならない事項として、警音器を備えていない自転車の運転の禁止と傘差し運転などが規定されている同条を削除する。

## 5 参考

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案新旧対照表は、別添のとおり。

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案新旧対照表

改正後	改正前
<p>(車両等の運転者の遵守事項)</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>傘を差し、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自動二輪車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>(9) <u>有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(10) <u>自転車を運転するときは、携帯電話用装置その他の無線通話装置を手で保持して通話(傷病者の救護又は公共の安全のため当該自転車の走行中に緊急やむを得ずに行うものを除く。)のために使用し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。</u></p> <p>第10条 削除</p>	<p>(車両等の運転者の遵守事項)</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>傘をさし、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自動二輪車又は原動機付自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>第10条 <u>自転車の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>有効な警音器を備えていない自転車を運転しないこと。</u></p> <p>(2) <u>傘をさし、物を担ぎ、物を持つ等視野を妨げ、又は安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。</u></p> <p>2 <u>自転車の運転者は、夜間、自転車側面に反射器材を備え付けて運転するように努めなければならない。</u></p>